

○許可証の書換え

(第9条第4項)

改正 平成26年3月20日 平成28年6月23日

平成29年3月22日 平成29年3月22日

令和3年3月26日 令和7年6月28日

審査基準

令和7年6月28日作成

法令名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営適正化法)
根拠条項	第9条第4項
処分の概要	許可証の書換え
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	風営適正化法第5条第1項(許可の申請)、第9条第3項第1号(許可証の記載事項の変更の届出)、第9条第4項(許可証の書換え) 風営適正化法施行規則第1条(書換え申請書の提出)、第22条において準用する第17条(許可証の書換えの手続)
審査基準	
標準処理期間	14日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課、生活安全第一課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長
備考	